

建築主事等の継続的かつ安定的な確保を図るため、建築基準適合判定資格者検定制度について以下の見直しを行う。

- ① 受検資格として定められている**実務経験を登録要件**とする → 審査経験がない者も受検可能
- ② **二級建築基準適合判定資格者検定制度を創設**する → 小規模な建築物に特化した審査資格者（二級主事）の創設

 : 改正部分

○ 建築基準適合判定資格者検定制度

受検要件	登録要件	資格者名称	業務範囲
一級建築士試験合格者 + 実務経験	適判検定合格	建築主事 (行政) 確認検査員 (民間)	全ての建築物

○ 一級建築基準適合判定資格者検定制度

受検要件	登録要件	資格者名称	業務範囲
一級建築士試験合格者	適判検定合格 + 実務経験*	建築主事 (行政) 確認検査員 (民間)	全ての建築物

○ 二級建築基準適合判定資格者検定制度

受検要件	登録要件	資格者名称	業務範囲
一級建築士試験合格者 二級建築士試験合格者	適判検定合格 + 実務経験*	建築副主事 (行政) 副確認検査員 (民間)	小規模な建築物

※実務経験は、受検の前後を問わずカウント可能

令和6年6月28日に検定実施予定